

## 長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の確保のため、市内に存する建築物の所有者等が行う耐震診断又は耐震改修設計に対し、予算の範囲内において、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは管理者又は当該建築物の所有者の合意を得た代表者をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断者が実施する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。次号において「基本方針」という。）に定める方法による診断をいう。
- (3) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、倒壊の危険性がある建築物について、基本方針又は建築基準法に基づき地震に対して安全な構造となるために必要な設計をいう。
- (4) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。
- (5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会をいう。
- (6) 特定既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（同条第3号に規定する建築物に限る。）をいう。
- (8) 耐震不明建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物をいう。

### (補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物で、国、地方公共団体又は

これに準ずるものが所有するもの以外のもので、かつ、次項の要件を満たすものとする。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断又は耐震改修設計を行う補助対象建築物の所有者等とする。

（補助交付額）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象建築物の耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）で、かつ、特定既存耐震不適格建築物にあつては160万円、緊急輸送道路沿道建築物にあつては、240万円を限度とし、当該耐震診断に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分 4,580円/㎡以内
  - (2) 面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 2,350円/㎡以内
  - (3) 面積2,000㎡を超える部分 1,570円/㎡以内
- 2 第3条第1項第2号に規定する補助対象建築物の耐震改修設計に係る補助金の額は、耐震改修設計に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）で、かつ、400万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第6条 規則第3条第1項に規定する期日は、補助事業に着手する日の14日前とする。

2 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断

ア 長崎市民間建築物耐震化推進事業耐震診断補助金交付申請書（特定既存耐震不適格建築物・緊急輸送道路沿道建築物用）（第1号様式）1部

イ 補助対象建築物の所在地、名称及び用途を示す書類

ウ 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し

エ 補助対象建築物であることを証する書類

オ 補助対象者であることを証する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修設計

- ア 長崎市民間建築物耐震化推進事業耐震改修設計補助金交付申請書(緊急輸送道路沿道建築物用)(第2号様式) 1部
- イ 補助対象建築物の所在地、名称及び用途を示す書類
- ウ 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- エ 補助対象建築物であることを証する書類
- オ 補助対象者であることを証する書類
- カ 耐震診断結果報告書
- キ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号の市長が定める事項は、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の場合において、当該診断に令和13年3月31日までに着手すること。

(権利譲渡の禁止)

第8条 第6条第3項の規定により補助金の交付の決定通知を受けたもの(以下「補助金交付決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業の着手)

第9条 補助金交付決定者は、第6条第3項の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断又は耐震改修設計に着手するとともに、着手後直ちに長崎市民間建築物耐震化推進事業着手届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(補助事業の中止及び変更)

第10条 補助金交付決定者は、耐震診断又は耐震改修設計を中止しようとするときは、長崎市民間建築物耐震化推進事業中止承認申請書(第5号様式)1部を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付決定者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定変更申請書(第6号様式)1部を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、市長が適当と認めるときは、事業中止の承認をし、長崎市民間建築物耐震化推進事業中止承認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容を変更する必要があるときは、市長は、変更の決定をし、当該補助金交付決定者に対し長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定変更通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助事業の完了期日の変更）

第11条 補助金交付決定者は、補助事業が補助金交付決定に付された期日までに完了しない又はその遂行が困難になった場合は、速やかに完了期日変更報告書（第9号様式）によって市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行等）

第12条 補助金交付決定者は、法令の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従って、補助事業を行わなければならない。

2 市長は、補助金交付決定者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助金交付決定者に補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

（完了報告）

第13条 補助金交付決定者は、第9条の規定により着手した補助事業が完了したときは、長崎市民間建築物耐震化推進事業完了実績報告書（第10号様式。以下「完了報告」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断

- ア 補助対象建築物の所在地、名称及び用途を示す書類
- イ 耐震診断結果報告書
- ウ 耐震判定委員会発行の耐震診断判定書
- エ 耐震診断費用明細書
- オ 耐震診断委託契約書の写し
- カ 耐震診断費用の領収書又は請求書の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修設計

- ア 補助対象建築物の所在地、名称及び用途を示す書類

- イ 耐震改修設計図書
- ウ 耐震判定委員会発行の改修設計判定書
- エ 耐震改修設計委託契約書の写し
- オ 耐震改修設計費用の領収書又は請求書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

2 前項の完了報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(完了検査等)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告の提出があったときは、完了検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金の額の確定通知)

第15条 市長は、第13条の規定による完了報告の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金確定通知書(第11号様式)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助金交付決定者は、前条の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付確定通知書を受けたときは、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金請求書(第12号様式。次項において「請求書」という。)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は前項の請求書に基づき、補助金交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により通知しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に基づく市長の命令に違反したとき。

(実施状況の報告及び立入調査)

第18条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認める場合は、補助金交付決定者に対して事業の実施状況を報告させ、補助対象建築物への立入調査を行うことができるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則（平成21年4月24日長崎市告示301号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日長崎市告示199号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成26年4月1日長崎市告示232号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成27年3月25日長崎市告示164号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成28年6月17日長崎市告示485号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成30年3月20日長崎市告示137号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和元年6月10日長崎市告示360号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年7月2日長崎市告示489号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年5月18日長崎市告示287号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用

する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 3 日長崎市告示 5 2 1 号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 1 日長崎市告示 2 9 4 号）

（施行期日）

- 1 この要綱中附則第 2 項の改正規定は告示の日から、その他の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

長崎市民間建築物耐震化推進事業耐震診断補助金交付申請書  
（特定既存耐震不適格建築物・緊急輸送道路沿道建築物用）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
〔 法人の場合は法人の所在地、  
名称、代表者の氏名 〕

長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第6条第2項第1号アの規定により、次のとおり申請します。

補助事業の種別		耐震診断 （特定既存耐震不適格建築物・緊急輸送道路沿道建築物）			
交付申請額		円			
建築物	名称				
	所在地	（地名地番） （住居表示）			
	建築確認年月日	年 月 日・ 第 号			
	用途				
	構造				
	規模	地上 階 ・ 地下 階			
		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
設計図書		意匠図 （有・無 一部有）			
		構造図 （有・無 一部有）			
		構造計算書 （有・無 一部有）			
受託者名					
補助事業の予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
過去の耐震診断の有無		（ 有 ・ 無 ）			

第5条第1項該当

耐震診断費		円……①
面積限度額	_____ $\text{m}^2 \times 4,580 \text{ 円}/\text{m}^2 =$	円……②
	_____ $\text{m}^2 \times 2,350 \text{ 円}/\text{m}^2 =$	円……③
	_____ $\text{m}^2 \times 1,570 \text{ 円}/\text{m}^2 =$	円……④
	② + ③ + ④ =	円……⑤
補助対象額	①又は⑤のいずれか少ない額	円……⑥
交付申請額の算出方法 (千円未満は切り捨て)	補助対象額 $\times 2/3 =$	円……⑦
	補助限度額 (特定既存耐震不適格建築物にあつては、1,600,000円。緊急輸送道路沿道建築物にあつては、2,400,000円)	円……⑧
交付申請額	⑦又は⑧のいずれか少ない額	円

第2号様式（第6条関係）

長崎市民間建築物耐震化推進事業耐震改修設計補助金交付申請書  
（緊急輸送道路沿道建築物用）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、  
名称、代表者の氏名 〕

長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第6条第2項第2号アの規定により、次のとおり申請します。

補助事業の種別		耐震改修設計（緊急輸送道路沿道建築物）			
交付申請額		円			
建築物	名称				
	所在地	（地名地番） （住居表示）			
	建築確認年月日	年 月 日 ・ 第 号			
	用途				
	構造				
	規模	地上 階 ・ 地下 階			
		建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
設計図書		意匠図 （有・無 一部有）			
		構造図 （有・無 一部有）			
		構造計算書 （有・無 一部有）			
受託者名					
補助事業の予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日			

第 5 条 第 2 項 該 当

耐震改修設計費 (補助対象額)	円……①
交付申請額の算出方法 (千円未満は切り捨て)	補助対象額 × 2/3 = 円……② 補助上限額 4,000,000 円 円……③
交付申請額	②又は③のいずれか少ない額 円

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

### 長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 棟 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付決定金額	円		
交付条件			

なお、この通知を受け取った日から起算して 90 日以内に、当該建築物の耐震診断又は耐震改修設計に着手するとともに、着手後直ちに長崎市民間建築物耐震化推進事業着手届（第 4 号様式）により届け出てください。

長崎市民間建築物耐震化推進事業着手届

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のありました建築物の（耐震診断・耐震改修設計）について、次のとおり着手しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、書面をもって届け出ます。

記

補助対象建築物 所有者 住所

氏名

名 称

所在地（地名地番）

（住居表示）

受 託 者

着 手 日 年 月 日

履 行 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

長崎市民間建築物耐震化推進事業中止承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のありました建築物の（耐震診断・耐震改修設計）について、中止するため、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定額 円

補助対象建築物 所有者 住所

氏名

名 称

所在地（地名地番）

（住居表示）

中止する理由

長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のありました建築物の（耐震診断・耐震改修設計）について、下記のとおり変更したいので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象建築物 所有者 住所

氏名

名 称

所在地（地名地番）

（住居表示）

変 更 内 容

変 更 理 由

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

### 長崎市民間建築物耐震化推進事業中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった長崎市民間建築物耐震化推進事業中止承認申請については、次のとおり承認しますので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付決定金額	円		
その他			

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

### 長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金の変更交付申請については、次のとおり決定しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付変更決定金額	円		
交付変更条件			

## 完了期日変更報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

報告者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のありました長崎市民間建築物耐震化推進事業については、同通知に付された完了期日までの事業完了が、次の理由により困難となったので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付決定通知に付された完了期日			
変更後の完了予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
添付書類			

長崎市民間建築物耐震化推進事業完了実績報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

報告者 住所

氏名

電話番号

〔 法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名 〕

年 月 日付け長崎市指令 第 号により補助金の交付決定通知のありました長崎市民間建築物耐震化推進事業が次のとおり完了しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名称 所在地（地名地番） （住居表示）		
完了年月日	年 月 日		
交付決定額	円		
経費精算額 （補助対象金額）	円		
受託者名			
添付書類			
耐震改修の予定	あり（実施時期： ） ・ 未定 ・ なし		

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

### 長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました長崎市民間建築物耐震化推進事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付決定額	円		
経費精算額 （補助対象金額）	円		
交付確定金額	円		
備考			

長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金請求書

年 月 日

（あて先）長崎市長

請求者 住所  
氏名

電話番号

（法人の場合は下記を記載）

発行責任者		電話
発行担当者		電話

年 月 日付け 第 号により長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金が確定しましたので、長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり補助金を請求します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	所有者 住所 氏名 名称 所在地（地名地番） （住居表示）		
補助金の確定額			円
交付請求額			円

振 込 先

振込先金融機関名	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店（出張所） 支店 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

### 長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付決定取消通知書

長崎市民間建築物耐震化推進事業補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり決定した補助金交付決定を、同要綱第 1 7 条の規定の規定により取り消すため通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助事業の種別	耐震診断・耐震改修設計
補助対象建築物	名 称 所在地（地名地番） （住居表示）		
交付決定額	円		
取消理由			